

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：愛媛県カーリング協会]

[記載日：2022年8月12日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当団体は、法人格を有していない任意団体である。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当団体加盟先の中央競技団体（公益社団法人）の定款に準じた会則を備え、当団体の役員・会員はそれを遵守している状況である。 会則等にはないものは、中央競技団体にある各種規定に準じて運営している。 財産の管理も団体専用口座にて行っており、会計監査体制を整えている。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当団体は、非営利型の任意団体ではあるが、特定非営利活動促進法（NPO法）に準じた事業運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 当団体は、マイナーなウィンタースポーツ種目であり、また、地理的に温暖な地域を管轄エリアとしているため、登録会員数が少ない。その影響で現在役員数6名と少人数である。また、ほとんどの役員は競技者・指導者を兼務している状態である。 選手と役員との利益相反を避けるためにも、将来的には役員専任者の割合を増やすように改善して参りたい。 女性役員の割合は50%となっており、また、会長職には現在女性が就任している。女性の参画に積極的である。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当団体の専用ホームページを設けて、広く一般に活動計画や活動報告、将来的なビジョン等を公表している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当団体では、コンプライアンス講習会を独自に実施したことはない。 令和3年度に、中央競技団体主催コンプライアンス講習会が実施され、当団体の事務局長が受講した。今後、当団体役員・会員へのコンプライアンス教育を行っていくことを検討して参りたい。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当団体独自でのコンプライアンス教育は実施していないが、当団体に所属している公認指導者には、日本スポーツ協会等から配布される資料等にて普及啓発を行っている。 中央競技団体からの資料等で周知があった際には、指導者・競技者等へ配布を行っている。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員に監事を置き、定期的に会計監査を行っている。 税務申告に関しては、任意団体でも所得税法上申告が必要な講師謝金・旅費支給時の源泉徴収手続きを現状では行っていない。今後、税務申告の適切な経理処理の検討を行っていく。また、公認会計士や税理士等の専門家に相談する体制について検討していく。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当団体の運営費そのものに関しては、国、自治体、中央競技団体等から公的助成は受けていない。しかしながら、カーリング教室等の委託事業を受けるケース	

もあることから、公益法人会計ルールに準拠して、会計処理を行っている。委託事業の収入分に関しては、自治体や中央競技団体の会計規則に準じた会計処理を行っており、且つ公益目的事業に限って支出を認めている。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員に監事を置き、定期的に会計監査を行っている。当団体の会則上、監事は他の役職を兼ねることが出来ないシステムとなっている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当団体は、原則として公的助成を受けていなく、会員からの年会費や参加料を中心とした受益者からの負担金で運営している。 そのため、収支報告書や貸借対照表については、会員向けには行っているものの一般向けには情報開示を行っていなかった。今後、当団体ホームページ等で一般向けに公表していくことを検討して行く。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 会則、会費規定、個人情報保護規定を当団体ホームページで公開している。 また、役員名簿等の公開を行っており、情報開示には積極的な団体である。 賛助会費や寄付金の募集についても、その収入分に関する支出は、公益目的事業に限っている旨をホームページでお知らせしている。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 特に無し。	